

裁判員経験者の意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

1 日時

平成28年2月10日（水）午後2時00分から午後3時50分まで

2 場所

名古屋地方裁判所共用室（事務棟8階）

3 出席者

司会者 景山 太郎（名古屋地方裁判所部総括裁判官）

裁判官 小野寺健太（名古屋地方裁判所裁判官）

検察官 建元 亮太（名古屋地方検察庁公判部）

弁護士 永井 敦史（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 1番，2番，3番，4番，5番，6番 6人

4 議事内容

【全般について】

（司会）最初に，皆さんが参加された事件を簡単に御紹介させていただきながら，一般的な御感想をお伺いします。

まず，1番の方は，裁判員として，中国から船で覚せい剤を約10キログラム密輸したという事件を経験されました。共犯者と共に覚せい剤の陸揚げ場所である岸壁付近に来た被告人について，共謀の有無が争われておりました。これについて，被告人が自ら泳いで覚せい剤を取りに行く予定だったことなどを認定し，共謀を認め，求刑は懲役16年及び罰金700万円でしたが，判決としては，懲役15年及び罰金600万円を言い渡した内容です。1番の方は，9日間裁判員裁判に従事されました。御参加された一般的な御感想をお伺いします。

（1番）密輸のことなど，自分とは全く関係ないこととっていました。

(司会) 2番の方の事件としては、殺人、住居侵入、傷害、銃砲刀剣類所持等取締法違反の、いわゆるストーカー殺人事件です。交際相手宅に侵入し、お母さんと交際相手を刺殺し、2歳のお子さんを鈍器で殴りけがを負わせた事件です。争われていたのは、お母さんに対する殺意の有無、鈍器で殴った相手を人と認識していたかどうか、ということでした。殺意、人であるとの認識はいずれもあったとして、量刑では無期、有期が問題となりましたが、無期懲役の判決がなされたものです。2番の方は、10日間裁判員として従事していただきました。全般的な御感想をお伺いします。

(2番) 普通の生活では裁判官、検察官と話をすることはありませんし、偉い方という意識があり、始めはなかなか話しにくかったです。私個人の考えとしては、休憩時間は皆さん、内々に気楽に話をするので、裁判官の方もその中に入られて雑談などをなされれば、もう少し会話が活発になったのかなと思いました。それと、裁判員に選任されたときに、黒白と言うと語弊がありますが、それについては分かるかもしれませんが、量刑の決め方については、新たな考えでしたし、全然分かりませんでした。また、こんな質問をしていいのかと思うことがあり、事前に法廷を勉強させてもらえたらよかったですと思います。

(司会) 3番の方は、7日間裁判員を経験されました。事件としては、夜間、帰宅途中の被害者を刃物で脅し、公園に連れ込んで着衣を奪い、強姦したという事件でした。着衣を奪うという意味は強姦の前にあったのか、後にあったのか、その時期により罪名が異なるため、そこが争われていました。また、強姦が既遂に達したか、ということも争われていました。これについては、既遂に達していたと認定されています。求刑懲役8年に対して、懲役7年6か月という判決でした。

(3番) 実際、裁判員を務めるという話になり、戸惑いはありましたが、最初に日程表を示され、それに従って、粛々と裁判、評議が行われ、裁判員の立場としては道しるべとなり、良かったと思います。裁判というものは初めてでしたし、

法廷に入ることも初めてでしたので、戸惑いはかなりありました。実際に終わってみて、ほっとした部分はあります。

(司会) 4番の方と5番の方は、同じ事件に関係されました。殺人、死体遺棄の事件です。この中では一番長く15日間、裁判員としてお務めになりました。事件の内容を紹介しますと、被告人が2名という、これも特異な部分ですが、養親子の関係にある被告人らが、養親の下で覚せい剤の密売をしていた被害者が覚せい剤の架空取引をしようとしたのに気付き、弟分である養子が、養親と共に被害者を絞殺し、死体を遺棄したという事案でした。養親である被告人の単独犯行であり、養子である被告人は無罪である、との主張が大きな争点でした。また、刃物で刺した行為は、正当防衛、過剰防衛であるとの主張がされていましたが、被害者は攻撃していなかったと認定され、養親子ともに有罪の認定のもと、養親の被告人については、求刑懲役20年に対して懲役18年、養子の被告人については、求刑懲役16年に対して懲役14年という判決がなされております。

(4番) 率直に言うと、貴重な体験をさせていただいた、という一言です。裁判については、ドラマやニュースの世界のことで、最初は訳が分かりませんでした。裁判官の方が分かり易く、丁寧に説明してくださり、期間は長かったのですが、非常に分かり易かったと思います。

(5番) 裁判官の方が、こちらの疑問に対して、丁寧に答えてくださったので、分かり易く、進めることができたと思います。15日間という期間については、長いと言えば長かったです。

(司会) 6番の方は、8日間裁判員を務められました。事件は、強盗致傷、強制わいせつ、強盗と、大きく2つの事件に分かれております。一つ目の事件は、帰宅途中の被害者をカッターナイフで脅してわいせつ行為をし、1000円を奪った、強制わいせつ、強盗事件、もう一つは、援助交際名目で被害者方に行き、そこでスタンガンを放電させるなどして現金を奪おうとしたが、けがを負わせ

るにとどまった、強盗致傷事件です。強制わいせつ、強盗事件では、犯行時の言動の一部などが争われ、被害者側の主張が信用できると認定されました。1000円を奪ったという点も否認をしていましたが、これも認められています。強盗致傷では、そもそも現金を強取する意図があったのかという点が争われ、この点についても被害者が主張する事実関係を基に、その意図はあったとの認定がされました。求刑は懲役10年、判決は懲役7年となっています。

(6番) 被告人、被害者、それぞれの言い分が全然違い、どちらが本当のことを言っていたのか、今でも考え込むことがあります。果たしてどちらが本当だったのか、よく考えます。皆さんの発言も活発になる中で、その場を上手にまとめられる裁判官の技術にはすごいなと思いました。まとめ方、意見の取り出し方など、大変勉強になりました。

【裁判の日程について】

(司会) これからは、長期審理に伴う様々な事柄についてお伺いします。まず、最初に、裁判の日程についてですが、長期の裁判ですので、仕事や家庭に支障があった方が多かったと思います。具体的にどのような支障があり、どのように調整されたのかについて、1番の方からお伺いします。

(1番) 裁判が始まる時期が、仕事の集金日と重なりましたので、その前の日に、朝から仕事終わりまでずっと集金をしていました。その後も、裁判が終わってから、職場に向かい仕事をし、家庭に戻り、ご飯を作ったりなど、本当に忙しい9日間でしたので、辛かったです。

(司会) 2番の方はいかがでしょうか。

(2番) 仕事の方は、自分で調整ができたので、問題はありませんでした。

(司会) 3番の方はいかがでしょうか。

(3番) 日にちや期間などがある程度決まっていたので、日程調整はスムーズに行きました。ただし、調整ができる時期と重なっていたので良かったのですが、時期によっては非常に厳しいと思います。

(司会) 4番の方はいかがでしょうか。

(4番) 全日、裁判が終わってから職場に戻り、夜9時、10時頃まで仕事をしていました。辛いには辛かったですけど、日程が決まっていたので、それに合わせて仕事していただけでした。

(司会) 5番の方はいかがでしょうか。

(5番) 会社の方針として、新しいことに挑戦しようという動きがあり、裁判員に選ばれたと報告したら快く送り出され、仕事の調整もしてもらえたので、支障はありませんでした。社内に、裁判員に選任された者が他にいなかったということも影響しておりました。

(司会) 6番の方はいかがでしょうか。

(6番) 9月は半期決算期で、私の仕事そのまま周りの社員の残業になるほど忙しい時期なので、厳しかったです。ただ、一番最初の通知を頂いた時点で、もしかしてという気持ちがあり、その頃から引継資料を作っていましたので、支障はありませんでした。また、社内に、以前に裁判員を経験している人がおり、対応が整備されていたこともあります。

(司会) 続いて、選任期日まで約6週間くらいの期間を置く形で、皆さんに選任期日の通知をしていますが、裁判員に選任されてから裁判が始まるまでの長さについて、御感想をお伺いします。

(1番) 通知が届いてから選任期日まで6週間ありましたが、裁判員になるとは思っていませんでしたし、実際、裁判員に選任されて、実際の裁判まで、土日を除くと、平日が1日しかありませんでしたので、本当に辛かったです。少なくとも、2、3日は欲しかったです。

(司会) 2番の方はいかがでしょうか。

(2番) 選任期日までの6週間、裁判までの4日間、いずれも問題はありませんでしたし、短いと感じることもありませんでした。

(司会) 3番の方はいかがでしょうか。

(3番) 私も皆さんと同じく、選ばれると思っていませんでしたが、金曜日に選任され、月曜日から裁判が始まるとのことで、今回は会社のバックアップがあり、特に支障はありませんでしたが、一緒に裁判員を務めた方は苦勞されたと思います。社内にて、説明をしたり、打合せをする必要があるので、休日を除いて、2、3日はあった方がいいと思います。

(司会) 4番の方はいかがでしょうか。

(4番) 選任期日から裁判が始まるまで、1週間は欲しいです。通知が届いてから選任期日までの期間は、問題ないと思います。

(司会) 5番の方はいかがでしょうか。

(5番) 選任期日までの期間は、問題ないと思います。私の場合、月曜日に選任手続が行われ、火曜日から木曜日まで3日間空いておりましたので、良かったです。

(司会) 6番の方はいかがでしょうか。

(6番) 選任期日までの期間は妥当ですが、選任期日から裁判が始まるまでは1週間欲しいです。

【裁判員選任手続について】

(司会) 裁判員選任手続において、長期の裁判になりますよとか、負担は大きいですよという説明を受けられた方はおられますか。また、それらの説明はあった方が良いでしょうか。

(1番) 説明はあった方が良いでしょうし、会社にも、長期になるとの説明ができると思います。

(司会) 2番の方はいかがでしょうか。

(2番) 説明がなくても、特に問題はないと思います。

(司会) 3番の方はいかがでしょうか。

(3番) 最初に日程を聞いたので、特に問題はありませんでした。

(司会) 5番の方はいかがでしょうか。

(5番) 審理が長期に及ぶことは、皆さんが集まっている選任期日の場で、もう少し

大々的に説明をされた方が良かったという気がします。

(司会) 6番の方はいかがでしょうか。

(6番) 私は、通常より長いですよという説明を受けました。

【審理について】

(司会) 審理のペースは、皆さん様々です。1番の方と5番の方は、週5日、翌週4日と、かなりタイトなスケジュールで組まれておりました。審理中の休み時間、休日の設け方など、どんな感じでしたでしょうか。

(1番) 審理中休日がなかったのが、辛いなと思っていました。土日になると、気持ち的に楽でした。法廷と評議室とを、何度も行き来していたので、休み時間は2時間審理したら30分休憩する、くらいのペースの方がまだ楽だったかと思っています。

(司会) 2番の方はいかがでしょうか。

(2番) 初めてでしたから、良い悪いの判断ができませんし、言われるとおりの審理でした。私としては、時間的にもう少し聞きたかったという感想です。また、1時間審理をしたら退廷し、10分くらい休憩したら入廷する、このペースは、1番の方が言われたように、非常にきつかったです。あと、金曜日に審理をし、土日休んで、月曜日を迎えると、内容を忘れてしまうことがあったので、審理の間に、評議の時間を半日くらい設けてもらいたかったです。法廷では、重要な部分に関して、画面で表示されますが、評議の時はそれが無いので、評議の時にもあればいいなと思いました。

(司会) 3番の方はいかがでしょうか。

(3番) 分単位で日程が組まれていましたし、内容についても、かなり分かり易く紹介されていたので、負担を感じることはありませんでした。審理についても、続いていましたが、私は、かえって没頭できたというのがあります。

(司会) 4番の方はいかがでしょうか。

(4番) 日程に合わせるだけでしたし、特に負担はありませんでした。

(司会) 5 番の方はいかがでしょうか。

(5 番) 私も負担はありませんでした。ただ、審理中の休憩時間は15分でしたが、法廷と評議室の行き来に時間を取られていたので、休憩時間はもう少しあって良かったと感じました。

(司会) 6 番の方はいかがでしょうか。

(6 番) 法廷から出てきて、評議室に皆さんが集まった後、すぐに話し合いが始まりましたので、そのタイミングで少し休憩時間を設定してほしいと思いました。

(司会) 審理の内容が充実していたのか、それとも不十分であったのか、証拠が多くなって不安を感じたとか、そのほか審理が長期に及んだことによる不安や負担等、お感じになったことがありましたら伺いたいと思います。

(1 番) 朝来たら、前日までの評議の内容が分かるようにホワイトボードにまとめるなどしてもらえればいいのかと思います。裁判所を離れば、仕事のスイッチが入っていたので、審理が長期に及んだことによる負担等はなかったです。

(2 番) 審理のペースが速くてついていけないところがあったので、評議室で、取り調べた証拠をパソコンで見られたら良かったのかなと思いました。また、評議室で休憩する際に、裁判長もいると緊張するので、最初のうちは裁判官2人だけに入ってもらった方が話しやすいと思います。

(3 番) 同じ週に審理を終えて評議に移ったので、流れはスムーズだったと思います。証拠のほとんどが法廷での証言でしたので、ビデオを見ながらかなりの時間をかけて証言の信用性を検討しましたが、それについて特に不安は感じず、一生懸命考えてやりました。審理の内容が不十分であるとは感じませんでした。

(4 番) 証拠の量が多いので、先ほど2番さんがおっしゃったように、証拠の画像を見たりするなど、評議室で証拠の内容を復習できるようなものがあれば良かったと思います。長期の審理が負担になることはなかったです。

(5 番) 証拠の量が多過ぎて、検察官が提出する証拠を見て、メモを取ろうとしているうちにどんどん次の証拠に移ってしまったので、もう少し時間的余裕があっ

てもいいかなと感じましたし、証拠の内容を復習できる機会があれば良かったと思います。

(6番) 5番さんと同じで、証拠調べのペースが速くてメモを取るのに追われていました。メモを取るポイントを先に聞いておけば良かったと思います。

(検察官) 証拠調べのペースが速過ぎてついていけなかったという意見が複数ありましたが、検察官も普段からどのぐらいのペースが皆さんに丁度よいのか、想像しながら進めてはいるものの、一つの証拠に時間をかけ過ぎると、その後の証人尋問の時間が削られてしまうこともあって、なかなか悩ましいところです。事件によっては証拠が多くなり大変でしょうが、検察官が皆さんに是非とも見て頂きたいと考え、ぎりぎりまで絞り込んだ結果ですので、法廷では証拠のスライドを見ていただくことで、何とかついてきていただければと思います。

(弁護士) ついていけなかったという意見が改めて出たことからしますと、今までは我々の証人尋問のペースが少し速かったのかなと思いますし、もう少しゆっくり証人尋問をしていく方がいいのかなと思います。皆さんにお聞きしますが、証人尋問の際に、検察官や弁護人が、尋ねる項目を記載したメモをお配りしているかと思いますが、項目は大ざっぱなものでよいのか、もう少し細かく書いた方がよいのか、どちらでしょうか。

(1番) もう少し細かく書いてもらった方がいいと思います。項目が大ざっぱに書かれていると、どの部分についての尋問なのか分からなくなってしまうことがありますし、初めての経験ですので、どうしてよいか分かりません。

(3番) 記憶が薄れていますが、検察官は比較的細かく書いていて、弁護人は大ざっぱなものだったと思います。メモを取ることでより尋問を一生懸命聞いていました。

(4番) 細かく書いてある方が分かりやすいです。

(5番) 私の事件では被告人が2人いて、それぞれに弁護人が付いて尋問していたので、途中で混乱することがありましたし、細かく書いてある方がいいですね。

(6番) 細かく書いてある方がいいと思いますが、余り細か過ぎると、どの部分に関する尋問なのか見失う可能性もあります。

【評議について】

(司会) 評議中の休み時間や、休日の設け方は、適切でしたか。また、評議も長時間に及んだと思いますが、充実した十分な評議ができたと思いますか。

(1番) 審理で裁判のペースに慣れてきたので、進め方は適切に感じました。評議は、もう少し時間をかけてできればよかったですと思います。

(2番) 初めは本音が言いにくい雰囲気だったので、もっと話しやすい雰囲気作りが必要だと思いました。裁判員同士を番号で呼び合うとコミュニケーションが取りづらいので、名前呼び合った方がよいと思います。

(3番) 裁判官が気を遣ってくれたので、負担なく、ざっくばらんに話すことができ、十分な評議をすることができました。

(4番) 休憩の取り方も適切で、評議の時間も十分でした。

(5番) 評議の進め方で負担に感じることはありませんでしたし、様々な意見が出て、うまく進みました。

(6番) 裁判官にとっても気を遣ってもらったように感じます。休憩の取り方も適切でした。

(小野寺裁判官) 審理から評議までの時間が空いてしまうと、審理で出てきた証拠の内容等を忘れてしまうのではないかと思うのですが、そういった負担はありませんでしたか。

(1番) 時間が経つと公判廷で見聞きしたことを忘れてしまうので、評議の際に思い出すのが大変でした。

(2番) 評議の中で証拠を見直すことはありませんでしたが、もう一度見たいと思った証拠もありました。

(3番) 評議中に、公判廷での証人尋問の様子を撮影したビデオを見直して確認することが何度かありました。そのお陰で、スムーズに評議が進みました。

(4番) 評議の最後の方で、証拠として提出されたビデオを見直しました。忘れてしまうことが多いので、評議の途中でも、証拠を確認する時間がもう少しあればよかったですと思います。

(5番) 証拠がたくさん提出されていて、不要ではないかと感じるものもありましたが、重要だと思われる証拠は、評議の中で見直すことができたので、負担はありませんでした。

(6番) 評議を始める前に、それまでに出た話をおさらいする時間があつたので、役に立ちました。ただ、その時間はもう少し短くてもよかったですと思います。

【その他】

(司会) 長期間の裁判に参加されて、裁判中、種々の負担を感じられたことがあつたと思いますが、御自身で負担を軽くするため、あるいは、最後まで裁判をやり抜くために工夫されていたことがありますか。ありましたら、教えてください。

(1番) 裁判中は、時間に追われ、淡々と進んでいったので、負担を感じる暇もなく終わってしまいました。

(2番) 午後3時頃になると疲れてくるので、甘い物を食べるようにしていました。

(3番) 裁判による負担は感じませんでした。5月の暑い日だったのに、冷房が入らなかつたのが大変でした。

(4番、5番及び6番) 特に負担を感じることはありませんでした。

(司会) 最後に、この機会にお話しされたいことがありましたら、是非お聞かせください。

(1番) 最初は、他の裁判員と余りコミュニケーションを取れなかつたので、もっと話をすればよかつたと後悔しています。

(3番) 初めての経験をさせていただいて感謝しています。知人にも裁判員を経験することを勧めたいです。

(5番) 休憩の間も、裁判官が評議室にいてくれたらよかつたと思います。

(小野寺裁判官) 貴重な御意見をありがとうございました。改善できる点は改善して

いきたいと思います。

(検察官) 裁判員経験者の御意見，御感想を直接お聞きする機会が余りないので，非常に参考になりました。

(弁護士) 自分が担当した事件を離れて，裁判員経験者の御意見をお聞きすることができて，非常に勉強になりました。

(司会) 皆様の貴重な御意見，率直な御感想を，今後の裁判員裁判の運用に役立てていきたいと思います。今日は本当にありがとうございました。